

競争法に関する直近の動向

監修：弁護士 [石川 哲平](#)
執筆：弁護士 [新實 研人](#)
 弁護士 [後藤 拓真](#)

1 企業取引研究会における議論等

サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備、支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応等の課題に対応し、取引環境を整備する目的で、「企業取引研究会」（有識者会議）において議論が実施されてきました（https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/kigyoutorihiki_r7/kaisaijyokyo/index.html）。公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、令和8年3月12日、企業取引研究会の議論を踏まえて、①「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」といいます。）の改正案、②「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（以下「支払告示」といいます。）及び支払告示の運用基準の制定案、③「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」といいます。）の改定案を作成し、また、それぞれの案の公表及びパブリックコメントの募集等を行いました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260312_pubcomme_kotyokai.html）。

(1) 物流特殊指定の改正案

これまで物流特殊指定は、運送事業者の保護を目的として、主に運送事業者の契約の相手方である発荷主の行為を規制してきましたが、実際には、荷下ろしの場面において、発荷主と取り決めた取引条件にない契約外の荷待ち・荷役等につき運送事業者を通じて要請する等、着荷主の行為によっても、運送事業者に負担が生じていました。そこで、今回の改正案（https://www.jftc.go.jp/file.jsp?houdou/pressrelease/2026/mar/260312_buttoku.pdf）は、着荷主の運送事業

者に対する禁止行為を新設する（以下、着荷主に対する規制を「着荷主規制」といいます。）ことが検討されています。

着荷主規制は、着荷主と発荷主の間で、取適法と同様の事業規模要件（資本金、従業員基準）を満たす（着荷主が取適法の「委託事業者」、発荷主が取適法の「中小受託事業者」の事業規模要件をそれぞれ満たす）場合又は着荷主が発荷主に対して取引上優越した地位がある場合に着荷主に対して適用され（以下、適用対象の主体となる着荷主を「特定着荷主」といい、特定着荷主の取引の相手方を「特定発荷主」といいます。）、特定着荷主が、運送以外の附帯業務や荷待ち、やり直し等、経済上の利益の提供につき運送事業者を通じて行わせることによって、特定発荷主の利益を不当に害する行為を禁止行為としてしています。

例えば、特定着荷主が特定発荷主に対して委託内容にない運送以外の役務を要請し、当該特定発荷主が運送事業者に当該役務の実施を指示するような場合、当該役務に要した費用を特定着荷主が負担しなければ着荷主規制に違反する可能性があります。

特定着荷主に該当する可能性のある事業者におかれましては、今後公表される予定の改正物流特殊指定の成案の内容を確認し、新設された着荷主規制に留意が必要であると考えます。

(2) 支払告示及び運用基準の制定

製造などの反復継続的な委託取引では、受注者の発注者への取引依存度が高くなり、発注者が優位に立つ傾向があり、その場合に支払サイトが長期化しやすい状況があります。このような状況を改善すべく、製造委託等の取引の実態に即した取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールとして、支払告示（案：https://www.jftc.go.jp/file.jsp?houdou/pressrelease/2026/mar/260312_shiharai_kokuzi.pdf）及びその運用基準（案：https://www.jftc.go.jp/file.jsp?houdou/pressrelease/2026/mar/260312_shiharai_unyo.pdf）が制定されることになりました。

新たなルールの概要は以下のとおりです。

適用対象	<p><u>取適法上の製造委託等をした事業者</u></p> <p>※<u>取適法の事業規模要件を満たさない事業者も対象となる点に注意。</u></p> <p>但し、①受託事業者の委託事業者に対する取引依存度、②委託事業者の市場における地位、③受託事業者にとっての取引先変更の可能性、④その他委託事業者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に勘案して「<u>受託事業者の取引上の地位が委託事業者に劣っていないと認められる者</u>」は対象外。</p>
ルールの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>給付を受領した日（役務の提供を受けた日）から 60 日の期間経過後なお支払わないこと（支払遅延）を禁止</u> ・ 代金は、<u>現金又はこれに準ずる支払手段</u>（電子記録債権、ファクタリング等）で支払う必要がある。

	<p>※但し、以下のような正当な理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>① <u>受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合</u> →給付の内容が委託内容と異なることがあるなどの場合</p> <p>② <u>当該製造委託等の取引における合理的な理由に基づき、受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合</u> →給付の完了の確認又は検査に時間を要する場合（高度の精度検査が必要な場合等）、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、給付を受領した日から起算して 60 日を経過する日の翌日から支払期日までの受託事業者の資金調達コスト等を踏まえて代金の額を定める場合等</p> <p>③ <u>あらかじめ受託事業者の同意を得て、かつ、代金の支払の遅延によって当該受託事業者に通常生ずべき損失を委託事業者が負担する場合</u> →あらかじめ法定利率を超える遅延利息を負担することを同意している場合</p>
--	--

取適法上の製造委託等を行う事業者におかれましては、今後公表される予定の支払告示及びその運用基準の成案の内容を確認し、該当する取引につきましては、取適法と同様、支払サイトを 60 日とするなど留意が必要であると考えます。

(3) 優越ガイドラインの改定案

優越ガイドラインの改定案（https://www.jftc.go.jp/file.jsp?houdou/pressrelease/2026/mar/260312_yuetsu_gl.pdf）においては主に、①受領拒否及び②取引の対価の一方的決定に関する想定例が追加されています。

ア 受領拒否に関する想定例の追加

受領拒否に関する想定例として、「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」（令和 7 年 5 月）（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250512_foodsupplychain_houkokusyo.pdf）において調査対象とされたフードサプライチェーンにおける商慣習のうち、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある行為とされたいわゆる 3 分の 1 ルール、日付逆転品の納品禁止、日付混合品の納品禁止を理由として行われる受領拒否の想定例が追加されました。これらは、「よくある質問コーナー（独占禁止法）」（https://www.jftc.go.jp/dk/dk_ga.html）QA21 においても記載されています。

イ 取引の対価の一方的決定に関する想定例の追加

取引の対価の一方的決定に関する想定例として、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合の想定例が 4 つ追加されました。取適法により禁止されている買いたたき（取適法第 5 条第 1 項第 5 号）や協議に応じない一方的な代金決定（同条第 2 項第 4 号）について反映されたもので、「よくある質問コーナー（独占禁止法）」QA20 でも記載されている、取引

の相手方のコストの上昇分を反映させずに、取引の相手方と協議することなく取引価格を据え置くといった具体例も、想定例として追加されています。

2 トラック及びバス業界における企業結合

(1) 事案の概要

公取委は、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます。）及びダイムラー・トラック・アーゲー（Daimler Truck AG）による、持株会社としての ARCHION 株式会社（本件持株会社）への出資と、それぞれの子会社である日野自動車株式会社（以下「日野」といいます。）及び三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」といい、上記 5 社と既に結合関係が形成されている企業の集団を併せて「当事会社グループ」といいます。）の経営統合（以下「本件行為」といいます。詳細は下図のとおり。）について、当事会社グループ間で競合するいずれの取引分野においても競争者との協調的行動による競争制限のおそれがあると判断したものの、当事会社グループから提案された問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により競争を実質的に制限することにはならないと判断しました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260226_kiketsu_hm.pdf）。



【出典：公取委「トヨタ自動車株式会社及びダイムラー・トラック・アーゲーによる日野自動車株式会社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に関する審査結果について（別紙）」1 頁（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/feb/260226_kiketsu_hm_gairyakuzu.pdf）】

(2) 一定の取引分野における競争の実質的制限のおそれ

上記図中の①～⑥の市場について、以下のとおり判断されました。

- ①～⑤においては、当事会社グループと競争者の協調的行動による競争制限のおそれあり、また、そのうち、当事会社グループのみでシェアが大きい分野（③は約 60%、④は約 80%）については、当事会社グループ単体での競争制限のおそれあり。
- ⑥においては、実質的に当事会社グループにより市場が独占される状況にあるため、当事会社グループ単体での競争制限のおそれあり。

(3) 当事会社グループから提案された主な問題解消措置

当事会社グループから提案された主な問題解消措置は以下のとおりです。

- ・ ①～⑥の共通の措置として、措置の履行状況をモニタリングトラスティが監視し、公取委に定期報告すること。
- ・ ②及び⑤について、日野と三菱ふそう間の競争を確保するため、本件持株会社を含め競争機微情報の情報遮断措置等を実施すること。
- ・ ③及び⑥について、トヨタを独立した競争者とするため、トヨタの本件持株会社の議決権を20%未満（出資は25%）とし、人事交流制限、情報遮断措置等を実施すること。

【監修】



石川 哲平（弁護士）

E-mail: teppei.ishikawa@iwatagodo.com

慶應義塾大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。
公正取引委員会に 3 年間勤務し、多数の立入検査、事件審査、取消訴訟などを担当し、独占禁止法の実務に深い知見を有する。これらの経験を活かし、多数の当局の調査対応、事業活動に関する法的助言等を行う。

【執筆者】



新實 研人（弁護士）

E-mail: kento.niimi@iwatagodo.com

大阪大学法学部法学科卒業、2019 年弁護士登録。金融（バンキング、レギュラトリー、ファイナンス取引など）、経済法・競争法、ジェネラルコーポレート等の企業法務全般を取り扱っている。



後藤 拓真（弁護士）

E-mail: takuma.goto@iwatagodo.com

2023 年東京大学法科大学院修了、2025 年弁護士登録。
独占禁止法・取適法に関する法的助言のほか、訴訟案件、コーポレート案件等、企業法務全般の業務を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります。また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。